

東洋文化研究

第11号

2009年3月

JOURNAL OF ASIAN CULTURES

RESEARCH INSTITUTE FOR ORIENTAL CULTURES
GAKUSHUIN UNIVERSITY

Vol. 11-March 2009

論説

- 道教石刻からみた北魏道教について……………小幡みちる (1)
「礼失われて禮を野に求む」……………王 瑛来 (29)
——実例で和刻本漢語の価値を試論——
乾隆五二年における蒙古旗人の伊犁將軍任用の背景……………村上 信明 (55)
——乾隆後半の藩部統治における旗人官僚の人事に関する一考察——
阮朝紹治期ベトナム北部におけるキリスト教宣教をめぐる諸相……………牧野 元紀 (87)
——パリ外国宣教会「南トンキン代牧区」設立の背景について——
「満洲国」軍の反乱……………田中 隆一 (121)
——中国共産党の浸透工作を中心に——

研究ノート

- 超景深先生旧蔵陸奥本「安を送米」跋……………陳 正宏(訳:大澤陽浩) (149)
朝鮮における民籍法制定と改正……………吉川 英尊 (157)
——慣習をめぐるポリティクス——

特別寄稿

- 日本統治下における韓国の慣習法の構成……………金 成鶴 (179)

特集:近代朝鮮研究の現在

- 電算化を契機とする朝鮮王朝戸籍研究の新たな地平……………孫 炳圭(訳:李 正勲) (197)
植民地官僚から見た帝国と植民地……………尹 海東(訳:小志戸前宏茂) (215)

未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録⑩
東洋文化研究所蔵 友邦文庫

朝鮮の山林政策

- 監修:宮田節子 編集協力:松本武祝、岡本真希子、田中隆一、宮本正明、迎堂あゆみ
【解説】朝鮮総督府の林野所有権整理と林政……………李 宇衍 (237)
朝鮮の林業について——朝鮮林業の話(1958. 11. 12)……………(295)
朝鮮の山林について(1960. 7. 6)……………(336)
歴代総督の山林政策とその実際について(1963. 11. 13)……………(372)
朝鮮総督林野調査委員会の事業(1968. 11. 5)……………(408)

東洋文化講座「アジアの文字文化」講演録

- 文字文化からみた草原とオアシスの世界……………松井 太 (455)
ハンゲルの誕生と変遷……………趙 義成 (479)
楷書に残る甲骨文字のかたち……………落合 淳厚 (497)
——漢字に古代文明を見る——

論説

- 指示代名詞のアジアにおける地理言語学的研究課題……………安部 清哉 (566)
——小川園樹1981「蘇州方目的指示代詞」(安部・晉譯訳) 付載——

研究所叢報

- ……………(567)

Articles

- OBATA Michiru, Taoism from the Viewpoint of Taoist Stone Inscriptions in Beiwei…………… 1
WANG Ruilai, The Research on Values of the Japanese Block-printed Editions of Chinese Books…………… 29
MURAKAMI Nobuaki, Background on the Appointment of a Mongol Bannerman as the Ili Governor-General in the Qianlong 52nd year (1787): A Study of the Personnel Affairs of the Banner Bureaucrats for the Administration of Fanbu in the Late Qianlong Era…………… 55
MAKINO Atsushi, Aspects of Mission Activities in Northern Vietnam under the Reign of Thieu Tri Emperor of the Nguyen Dynasty: Backgrounds for the Establishment of the Southern Tonkin Vicariate of the Société des Missions Étrangères de Paris…………… 87
TANAKA Ryuichi, The Rebellion of the Manchukuo Army…………… 121

Research Notes

- CHEN Zhenghong, Postscript for the Libretto of a Shanxi Opera "An-an Sending Rice" from Zhao Jingshen's Old Collection…………… 149
YOSHIKAWA Mika, The Politics of Social Customs: Enactment and Revision of the Family Registration Law in Korea during the Colonial Period…………… 157

Special Article

- Marie Seong-Hak Kim, The Construction of Customary Law in Colonial Korea…………… 179

Special Feature: Research Trends of Modern Korea Study

- Son Byeonggyu, The Present of Chosen Dynasty Research by Computerization…………… 197
Yun Haedong, Empire and Colony to Look through the Medium of Colonial Bureaucrats…………… 215

Unpublished Materials: Taped Hearings from Persons Concerned with the Government-General of Chosen (Tyosen) (10)/
The Yuho Collection, Research Institute for Oriental Cultures
The Forest Policy in Chosen

- Chief Editor: MIYATA Setsuko, Editor: MATSUMOTO Takenori, OKAMOTO Makiko, TANAKA Ryuichi, MIYAMOTO Masaaki, TSUDO Ayumi
Commentary: LEE Wooyoun, The Government-General of Chosen Adjusted Possession of Forestry and Its Forests Policy…………… 237
The Forestry in Chosen (November 12, 1958)…………… 295
The Mountains and Forests in Chosen (July 6, 1960)…………… 336
The Forest Policy of the Government-General of Chosen and Its Actual Conditions (November 13, 1963)…………… 372
The Forestry Research Committee in the Government-General of Chosen (November 5, 1968)…………… 408

The lecture of Oriental Cultures: A Series "Literate Cultures of Asia"

- MATSUI Dai, Literate Cultures of Ancient Inner Asia…………… 455
CHO Euisung, History of Hunmin Jeong-eum: The Korean Alphabet…………… 479
OCHIAI Atsushi, The Form of the Inscriptions on Oracle Bones Remaining in Block Style of Kanji…………… 497

Article

- ABE Seiya, On the Historical Distribution of the Types of Distance Contrast expressed by Demonstrative Pronouns in Monsoon-Asia Region…………… 566

- Institute Activities…………… 567

ハングルの誕生と変遷

趙 義 成

〇、はじめに

本稿は朝鮮の民族文字であるハングルについて、その誕生までの経緯と誕生以降の変遷について、歴史的に概観することを目的とする。

一、ハングル以前の朝鮮半島の文字生活

朝鮮はいわゆる漢字文化圏である。中国と陸続きである朝鮮半島は、比較的早い時期から漢字文化を受け入れてきたと推測される。朝鮮半島に漢の四郡が設置された紀元前二世紀ころには、すでに朝鮮半島に漢字文化がもたらされていたものと思われる。

朝鮮半島においてはもともと土着の言語を表記する手段

がなかった。従って、朝鮮半島に導入された漢字も初めはもっぱら漢文を記すために用いられたと見られる。しかし、時代が下ると漢字の音・訓を借りて自らの言語を表記しようとする「借字表記法」が徐々に試みられるようになる。(このような状況は、同じ漢字文化圏に属する日本とよく似ている。)しかして、朝鮮では以下のような借字表記法が考え出された。

(一) 吏訖(リとら、りと)

吏訖は朝鮮語の語順に従って文が綴られるが、名詞や動詞などの実質的な部分は漢字語で書かれ、助詞などの文法的な部分は朝鮮語(固有語)で書かれた表記法である。最も早い資料は高句麗の城壁刻書(五世紀半ばあるいは六世紀半ばと推測される)があり、その後朝鮮王朝(李氏朝鮮)時代に至るまで脈々と伝えられてきた。「吏訖」の名称は

下級官吏の公文などでしばしば用いられたためであり、吏道、吏吐なども称される。以下は高麗時代初期(二〇世紀)の史論文(慈寂禪師渡雲之塔碑)の一部である。傍線のない語句は漢字語、傍線を附した語句が借字表記の部分である。左段の解説は南豊鉉(二〇〇〇:四六八-四七〇)による。

師矣 啓以 僧矣殿 赤牙縣 鷲山中 新處所
 師 啓 ro 僧 siddan 赤牙縣 鷲山 ssi 新處所
 元 聞爲 成造爲内臥平亦在之白賜
 birms 聞 haa 成造 hanuonyagyeda sarhasan
 (師の啓によれば、僧の場合は赤牙県鷲山に新處所を初めて奏聞し造成していると報告なさった)

(二) 郷札(きょうさつ)
 郷札は古代朝鮮の詩歌である郷歌を表記するのに主として用いられた表記法である。日本の万葉仮名に似た性質のものであり、当時の言語をほぼ完全に表記したものと推測される。しかしながら、現存する郷歌が二五首しかないため、いまだ十分に解説されていない。以下は『三國遺事』卷二所収の「処容歌」の冒頭部分である。左段の解説は金完嶺(一九八〇:一九一-一九四)による。

ことが判明した。このような口訣を「釈読口訣」という(圖一参照)。口訣は基本的に漢文の右側に書かれ、圖一中の「大衆」の右下に書かれた「ヲ十」の次に附された点「、」が返り点である。返り点のある箇所から左に附された口訣の箇所へ返って読む。圖一の場合は、「大衆」から「告」へ返って読むことになる。圖一の冒頭部分の読みを示すと、以下の通りである。(ア)は漢字の略体を用いた口訣、(イ)は漢字の正字による表記、(ウ)は口訣の読みである。

(ア) 爾七時十仏告大衆ヲ十。
 (イ) 爾七爲爾時中仏應告爲示展大衆衣中。
 (ウ) 爾七時十仏告大衆ニ告ハシテ
 (爾ノ時ニ仏ハ大衆ニ告ナサル)

なお、ハンゲルが作られたのち、口訣はハンゲルによって表記されもした。

二、ハンゲルの創製

(一)「訓民正音」の創製と頒布

上に見たような漢字を借りた表記法は、いずれも朝鮮語を完全な形で表記するには不十分であった。このような中、政治的に安定し文化的に充実した朝鮮王朝の世宗の治世

爾時佛告大衆知
 土因縁吾今先爲

図1 釈読口訣の例(旧訳仁王經)

東京 明期 月良 夜入伊 遊行如可
 東京 bargi darara bandhiri nondaga
 (東京の明るき月に夜更けまで遊び歩き)

(三) 口訣(こうけつ、くけつ)
 漢文を読む際に漢文の途中に挿入する朝鮮語の助詞類をいい、「吐」とも呼ばれる。日本における漢文の送り仮名に相当する。口訣は本来、漢字を用いていたが、時代が下るにつれて漢字の略体を用いられるようになる。このような様相は日本のカタカナの成立と軌を一にしており、非常に興味深い。現在主に目にするのできる口訣は、漢文を頭から順に読み、所々に口訣を挿入する順読口訣と呼ばれるものである。
 長らく朝鮮には順読口訣しかないと考えられていたが、一九七〇年代に、返り点の附された口訣が新たに見つかった。これにより、日本の漢文訓読のように朝鮮でも返り点に従い、朝鮮語の語順で漢文を読むことが行なわれていた

(二四一八〜一四五〇)において、新たな民族文字が作られることになる。世宗は集賢殿に集う学者らに命じて新たな文字を作らせ、一四四三(世宗二五)年陰曆十二月にこれを完成させ、その文字を一四四六(世宗二八)年陰曆九月上旬に「訓民正音」の名で頒布した。それまで漢字を用いて断片的・暗示的に示されてきた朝鮮語は、この訓民正音の創製・頒布によって初めてその明確な全体像を現したのである。

この新たな文字の頒布は、文字名と同名の書籍「訓民正音」を世に送り出す形で行なわれた。この書物は本編にその解説である「解例」が附されていることから、一般に「解例本」と称される。解例本は全編が漢文によって書かれている。現存する原刊本は一九四〇年に慶尚北道安東郡臥竜面周下洞の李漢杰氏宅で発見されたものであり、潤松文庫所蔵本(故全盤爾氏旧蔵本)と呼ばれる唯一本である(圖2参照)。この本は発見当初、初めの二張が落張であったが、「世宗実録」などの他資料を基に補写復原された。

解例本の構成は以下の通りである。(一)内は原文に見れない名称で、本稿で便宜的に付けたものである。

(本編)
 ・(御製序) …世宗による序文。文字創製の理由を説明。

三、ハンゲルの製字原理と製字思想

(一) 子音字母の製字原理と製字思想
 字母は「各象其形而制之」(それぞれその形をかたどってこれを定めた)とあり、子音字母については発音器官を模式化して作ったことが明記されている。子音字母は牙音「ㄱ」[k]、舌音「ㄷ」[d]、唇音「ㅍ」[p]、歯音「ㅈ」[tʃ]、鼻音「ㅇ」[ŋ]、喉音「ㅎ」[h]、喉音「ㅇ」[ŋ]を基本字形としてまず定め、これに「加画」の原理で他の字を作っている。

例えば、牙音の無気音「ㄱ」を表す字「ㄱ」[k]に対して、その有気音「ㅋ」を表す字は「聲出稍厲」(声の出がやや激しい)なので画を加えて「ㅋ」とした(表1参照)。
 このように、子音字母はわずか五つの基本字形を基にして全ての字母が整然と作られている。さらに、五つの基本字形が発音器官をかたどっているという点が非常に特異である。「舌根が喉を閉ざす形をかたどる」のような記述を見ると、十五世紀の朝鮮の学者が個々の言語音をどのようにして出しているのか、きちんと分析し把握していたことがうかがえる。このようにして作られた子音字母は、中国音韻学の分類に基づき、次のように体系づけられている(音声記号は推定音価)。

子音を牙音・舌音・唇音・歯音・喉音の五つに分けるという考え方は、もともと五行説に基づくものである。五行

表1 子音字母の加画と異体

五行	象形の原理	基本字	加画	異体
牙音	象舌根閉喉之形(舌根が喉を閉ざす形をかたどる)	ㄱ	ㅋ	ㅇ
舌音	象舌附舌上之形(舌が舌上へに付く形をかたどる)	ㄷ	ㅌ	ㄴ
唇音	象口形(口の形をかたどる)	ㅍ	ㅑ	ㅕ
歯音	象齒形(歯の形をかたどる)	ㅈ	ㅊ	ㅆ
喉音	象喉形(喉の形をかたどる)	ㅎ	ㅙ	ㅛ

説とは森羅万象は木・火・土・金・水の五つの要素から成り立ち、それらの勢いの盛衰によって万物が流転するといふ考え方である。この考え方に従い、中国音韻学では官語音を五音として分類した。訓民正音においても、制字解で子音を五音に分類し、併せて五行との関係を次のように説明している。

喉遠而潤、水也。聲虛而通、如水之虛明而流通也。
 於時爲冬、於音爲羽。(喉は深く潤っていて、水が透き通って明るく流れるのに似る。季節では冬、音階では羽に当たる。)
 牙錯而長、木也。聲似喉而實、如木之生於水而有形也。於時爲春、於音爲角。(牙はかみ合って長いので

木である。声は喉音に似て中味が詰まっておろ、木が水から生じて形があるのに似る。季節では春、音階では角に当たる。)
 舌銳而動、火也。聲轉而颯、如火之轉展而揚揚也。於時爲夏、於音爲徵。(舌は鋭くて動くので火である。声は揺らめいて揚がり、火が揺らめいて高く揚がるのに似る。季節では夏、音階では徵に当たる。)
 齒剛而斷、金也。聲屑而滯、如金之屑瑣而鏗成也。於時爲秋、於音爲商。(歯は硬くて物を断ち切るのので金である。声は細やかで滞り、金が細やかで鏗録されてできあがるのに似る。季節では秋、音階では商に当たる。)

表2 子音分類表

	全清	次清	全濁	不濁不濁
牙音	ㄱ [k]	ㅋ [kʰ]	ㆁ [ŋ]	ㅇ [ŋ]
舌音	ㄷ [d]	ㅌ [dʰ]	ㄴ [n]	ㄴ [n]
唇音	ㅍ [p]	ㅑ [pʰ]	ㅕ [tʃ]	ㅇ [ŋ]
歯音	ㅈ [tʃ]	ㅊ [tʃʰ]	ㅆ [ʃ]	ㅇ [ŋ]
喉音	ㅎ [h]	ㅙ [hʰ]	ㅛ [ɔ]	ㅇ [ŋ]
半歯音				ㅇ [ŋ]
半舌音				ㅇ [ŋ]
半唇音				ㅇ [ŋ]

唇方而合、土也。聲含而廣、如土之含蓄萬物而廣大也。於時爲季夏、於音爲宮。(唇は四角くて合わさるので土である。声は含みがあって広く、土が万物を含んで広大であるのに似る。季節では季夏、音階では宮に当たる。)

(二) 母音字母の製字原理と製字思想
 母音字母は「ㅏ」「ㅑ」「ㅓ」「ㅕ」「ㅗ」「ㅛ」の三字母を基本とし、他の字母はこれらを組み合わせで作った。例えば、「ㅓ」は「ㅏ」と「ㅓ」の組合せ、「ㅕ」は「ㅓ」と「ㅕ」の組合せである。「ㅗ」「ㅛ」「ㅜ」「ㅠ」の字形は、現代では長短二つの棒を組み合わせで作られているが、文字創製当初は棒と点の組合せであった。例えば、「ㅗ」は「一」と「ㅗ」を組み合わせ、「ㅛ」のように書かれた。

十五世紀の朝鮮語には単母音が七個ある。解例本では舌の様子により「舌縮」(舌が縮む)、「舌小縮」(舌がやや縮む)、「舌不縮」(舌が縮まない)に分類し、また口の開き具合により「闊」(口がすばまる)と「關」(口が張

表4 母音字母

	舌縮	舌小縮	舌不縮
闊(口張)	ㅗ	ㅛ	ㅜ
關(口閉)	ㅓ	ㅕ	ㅠ
母音字母	ㅏ	ㅑ	ㅓ
母音字母	ㅕ	ㅗ	ㅛ

(口が開く)を区分している。

これら七つの母音字母を基に、短い棒(文字創製当初は「・」)をさらに「」加えた字母を作る。半母音「」を含む「*Hyō [jō]*、*Hyā [ja]*、*Hyū [ju]*、*Hyō [ja]*」がそれである。

三つの基本となる母音字母「*・y*、*・j*、*・a*」は、それぞれ天、地、人を表している。この天地人は三才とも呼ばれるが、これは世界が天地の間にあり、人は天地の間に存在する代表であるという考え方である。天は陽であり、地は陰であるので、天を表す「*・y*」は陽母音、地を表す「*・a*」は陰母音とされる。「*・o*、*・u*」は「*・y*」と同じであるので陽に属し、「*・e*、*・i*」は「*・a*」と同じであるので陰に属する。「*・i*」は陽にも陰にも振り分けられておらず、どちらにも関わりうるものとしている。このように、当時の学者は朝鮮語の母音を陽のグループと陰のグループに分けているが、これは現代の言語学の観点から見ると母音調和に相当する概念である。つまり、十五世紀の朝鮮の学者は朝鮮語に母音調和の現象が存在することをしっかり認識していたのである。

以上見てきたように、ハングルは陰陽・五行・三才といった概念でさまざまな事象が説明されているが、これらは朱子学の考え方に基づくものである。つまり、ハングルの作成には儒教の一教理である朱子学(性理学)が強く影響している。

「促音」に終わるものを謂うので、音の高低としては平声・上声・去声の三種が区分される。これらは表5のように、ハングルの左横に附された傍点によって示された。高低アクセントによる単語の意味の区別は十六世紀末ごろに失われるが、それと軌を一にする形で傍点によるアクセントの表示も行なわれなくなった。

五、ハングルの実用

このようにして人の手によって意図的に作成され世に送り出されたハングルは、その後さまざまな手段により世に広まっていった。以下に書物として刊行されたもの、人の手で書写されたものについて、その後の実用の歴史を概観する。

- (一) 出版されたハングル
- 一四四六年に「訓民正音」を頒布して以降、朝鮮王朝は

表5 高低アクセントと傍点

種類	高低	傍点	例
平声	低	無点	가갸 [ka]
上声	低	無点	가갸 [ka]
去声	高	一点	가갸 [ka]

四、『訓民正音』に見る文字の使用法

(一) 字母の組合せ

ハングルの特異な点は、ローマ字のように個々の字母を線状に並べて書くのではなく、音節単位で字母をまとめて一文字にして書くことである。例えば、[han] という音をハングルで表記するとき、「*한*」*han*」のように書くはず、「*한*」のように書く。ハングルのこのような決まりは、解例本に細かく定められている。また、「*한*」[han]の「*h*」の部分は子音字母「*h*」と母音字母「*a*」が左右に連結しているのに対し、「*가갸*」[ga]の「*ga*」の部分は子音字母「*g*」と母音字母「*a*」が上下に連結している。このように字母と字母を左右に配列するか上下に配列するかという事からについても、『訓民正音』ではいちいち決まりを定めている。

(二) アクセントの表示

十五世紀の朝鮮語には日本語のような高低アクセントがあったことが知られているが、『訓民正音』ではアクセントの表記をも文字体系の中に組み入れていることが特徴的である。高低アクセントは中国音韻学の声調の概念を援用して平声・上声・去声・入声の四種を区分している。このうち入声は音節が閉鎖音「*ㄱ*」[k]などのいわゆる

この新たな文字を活用して積極的な出版事業を行なった。頒布の翌年である一四四七年には朝鮮王朝を讃える頌歌集『電飛御天歌』、釈迦を讃える頌歌集『月印千江之曲』、および釈迦の一代記である『釈譜詳節』が刊行される。これらのうち、『月印千江之曲』と『釈譜詳節』は金属活字(銅活字)の秀麗な書体により印刷された本であり、語学のみならず文学・書誌学的にも貴重な資料である。十五〜十六世紀の時期には、以下のようなジャンルの書物が国家事業として刊行されている。

- (ア) 仏典: 釈譜詳節(一四四七)、月印千江之曲(一四五九)、崇山和尚法語略録(一四五九)、楞嚴經疏解(一四六二)、法華經疏解(一四六三)など。刊行都監による刊行が多い。
- (イ) 詩歌: 電飛御天歌(一四四七)、月印千江之曲(一四四七)、分類社工部時諺解(一四八一)など。
- (ウ) 教化書: 三綱行実図諺解(一四八一?)、訓民正音(一五二七)など。
- (エ) 韻書: 東国正韻(一四四八)、洪武正韻訳訓(一四五五)など。
- (オ) 実学書: 救急方諺解(一四六六)、救急簡易方諺解(一四八九)、伊路波(一四九二)、牛馬羊猪染疫病治療方(一五四二)、翻譯老老(一五六二)初めなど。

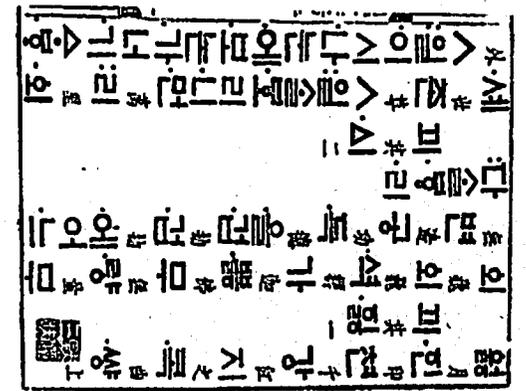
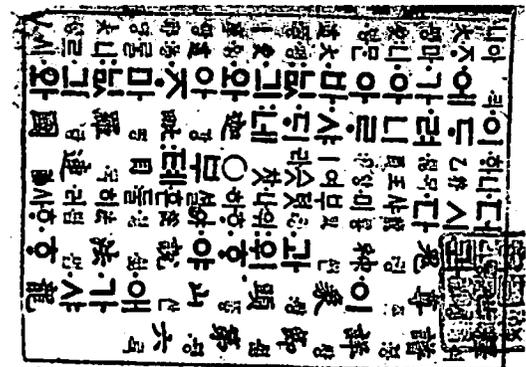
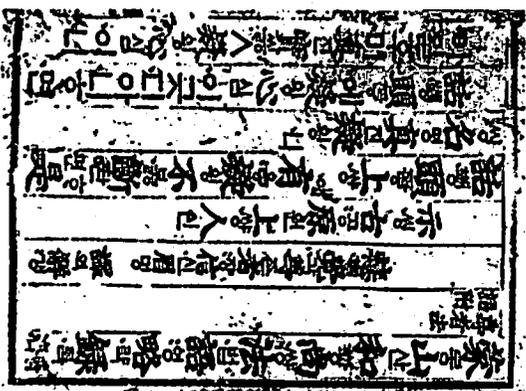


図3 15世紀のハンゲル文獻
左：梁山和尚法語略論（世宗大王記念事業會所蔵本）
中：『家語詳解』第六（國立中央圖書館所蔵本）
右：『月印千江之曲 上』（陳煥洪氏所蔵本）

(カ) 經書類：翻訳小学（一五二八）、小学諺解（一五八七）、大学諺解（一五九〇）、中庸諺解（一五九〇）、論語諺解（一五九〇）など。校正庁による刊行。

図3の中と右はハンゲル創製後の最も早い時期に刊行された文献の一つである『釈譜詳節』と『月印千江之曲』である（ともに一四四七年刊行）。『釈譜詳節』は漢字とハンゲルが混用された表記法をとっており、漢字にはハンゲルで下に小さく読みが附されている。『月印千江之曲』は全編がハンゲルで表記されており、漢字は「振りがな」ならぬ「振り漢字」として補助的に表記されている点が極めて特異である。このようにハンゲルは創製の当初からハンゲルのみで書かれることが想定されていたのである。ハンゲル文献は「諺解」と呼ばれる翻訳文体の文献がすこぶる多い。諺解ははじめに漢文が示され、その後ハンゲルによる朝鮮語の翻訳文が示されるという形式をとる（図3左参照）。通常、漢文にはハンゲルによる口訣が附せられている。すなわち、ハンゲル創製以前から行なわれていた口訣の伝統を受け継ぎつつ、漢文を直訳調に朝鮮語に翻訳したものが諺解文であるということが出来る。このようなハンゲル諸文献のうちいくつかは、たびたび版を重ねるものもあった。例えば、一四八一年ごろに初版が刊行された『三綱行実図諺解』は、十八世紀末に至る

まで何度も版が改められた。また、仏書類は朝鮮王朝の中央政府で刊行された後、民間の寺刹において覆刻本として刊行されることも多かった。

(二) 筆写されたハンゲル

朝鮮王朝において、支配層の公的な筆記手段は漢字・漢文であった。このことはハンゲルが作られた以降も変わりはなく、ハンゲルが公式な文書を記録する手段とはなるとはなかった。すなわちハンゲルは仮の文字であるという認識が当初からあり、そのことは「文（漢文）」、「眞書」に対してハンゲルを「諺文」、「諺書」と呼びならわしたことに如実に現れている。従って、ハンゲルは支配層の婦女子および下層民衆を中心に浸透していくことになる。このような事情は日本のカナの使用状況と類似しているということができよう。

現存する最も初期の筆写本は『五台山上下院寺重勸善文』（一四八四）である（図4参照）。この文書は寺の再建のための施主を募る文書であり、漢文の次にハンゲルによる朝鮮語の訳文が掲げられている。朝鮮語は王族の女性や高官の夫人に読ませるためであるという。十七世紀ごろにはハンゲルによる小説や日記などの文学作品も多く現れ、それらのあるものは刊本として印出された。またあるものは筆写本という形で世に出回った。文学作品としてはその他にも、時調と呼ばれる朝鮮の詩歌が知識層

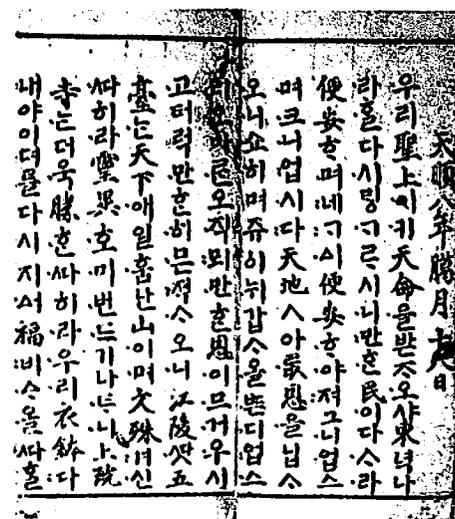


圖4 五台山上院寺重創勅書文 (五台山月精寺所藏本)

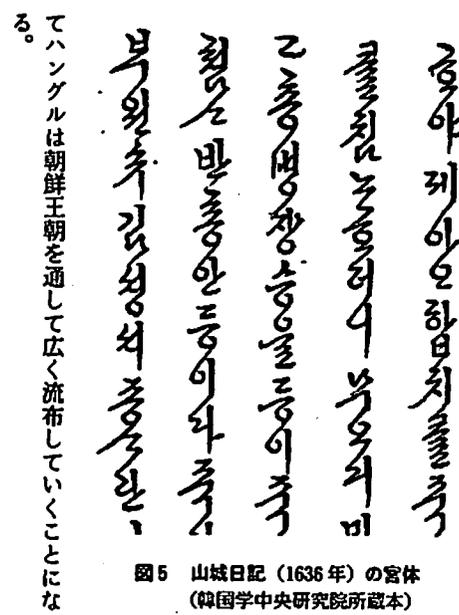


圖5 山城日記 (1636年)の宮体 (韓國學中央研究院所藏本)

によって盛んに作られたが、それらはハンゲルによって書きとめられた。このようにして筆写されたハンゲルは独特の書体を生むこともあった。例えば「宮体」と呼ばれる美しい書体がそれである(圖5参照)。このような書体はさらに洗練され、現在のハンゲル書芸へと発展した。

婦女子および下層民衆の実生活においては、手紙などにハンゲルがよく用いられた。いわゆる謄簡(ハンゲルによる書簡)と呼ばれるものであり、現在も資料として多く残されている。また、庶民層では漢字学習や漢籍購読のための補助としてもハンゲルが多く用いられた。このようにし

た政府が、ハンゲルを正規の筆記手段とすると方針転換したことの意味は大きい。このようにして、ハンゲルは民族文字としての確乎たる役割を担うようになるのである。

当時の出版物を見ると、ハンゲルと漢字を併用したものが少なくない。そのような中で『独立新聞』(一八八六年創刊)のように漢字を用いずハンゲルのみで表記する公的な出版物があるのは興味深い(圖6参照)。朝鮮語の表記



圖6 独立新聞創刊号 (1886年)

六、現代のハンゲル

(一) 民族文字としての確立

十九世紀後半、朝鮮の開国を迎えて、ハンゲルはその役割をさらに増して行く。朝鮮の近代改革政治である甲午改革のさなかの一八九四年十一月に勅令第一号公文式が公布され、国文(ハンゲル)を公文に用いると定めた。これが文字通りに運用されたとは必ずしも言いがたかったが、それまで漢文を正規の筆記手段であるという姿勢を貫いてき

法においてはそれまで分かち書きをすることがなかったが、『独立新聞』は分かち書きを新たに導入した点でも表記法史上において画期的なものであった。

開化期にはまた、日本の漢文書き下し文に似た擬似漢文体である「国漢文」と呼ばれる文体もあった。国漢文とは以下のような文体であるが、語順が朝鮮語的である点を除いては漢文的な要素が強く、一般の民衆にとっては理解するのが容易でなかったのではないかと思われる。

- (漢文) 學識不足華國才能不及齒人
- (國漢文) 學識은 國語 華字기 不足서마 才能은 人애 이니 牙 hagi hamyo in ai
- 齒字기 不及서마
- hagi hago
- (逐字訳) 學識ハ 國ヲ 華スルニ不足シ 才能ハ 人ニ齒スルニ不及シテ

また、十九世紀後半に朝鮮に入り活動を活発化したキリスト教の宣教師らも、布教に際しハンゲルを積極的に活用した。聖書を朝鮮語訳する際には漢字を用いずハンゲルだけで表記を行ったり、あるいは漢字を使用してもハンゲルによるルビを附するなど、あくまでハンゲル第一の立場だった。当時の民衆の漢字識字率が低かったことを考えれば、このような状況はある意味で自然な成り行きだったの

かもしれない。

(二) 正書法の整備

ハングルは十五紀半ばの創製以来、体系的な正書法を持たず、発音通りに表記することを主体とした慣習的な表記法(表音主義的表記法)に依拠してきた。しかしながら、十九世紀末以降の近代社会の発展とともに、表記法の整備が試みられるようになる。開化期に大韓帝国の学部(文教を管轄する官庁)で表記法の整備を進めていたが、一九一〇年に朝鮮が日本の植民地になったのに伴い、その事業は朝鮮総督府で担うこととなった。しかして、一九一二年に朝鮮総督府により近代社会で初となる正書法「普通学校用謄文綴字法」が作られることとなる。この正書法はその名の示す通り、普通学校(朝鮮における初等教育機関)の教科書用に作成された正書法であるが、これは新たな正書法を確立させたものというよりは、それまで行なわれてきた慣習的な表記法を整理し成文化したものであるという性格が強い。ハングルの近代的な正書法の確立は、朝鮮語研究の民間學術団体であった朝鮮語学会(現・ハングル学会)を抜きにして語ることはできない。朝鮮語学会の主張はハングルを「発音通りに綴らない」ものであった。朝鮮語は音韻の変化が豊富な言語であり、一つの単語がさまざまな形で現れる。例えば、[kap] (値段) という単語は後ろに助詞「은」(…が)が付くと [kap'sum] と発音されるという

面白い試みとしては、南北ともに「時期」ばらし書き(바라시)とと呼ばれる表記法が試みられた時期があった(圖7参照)。ハングルで「ha」 という音を表記するとき、「ah」「ta」「u」という三つの字母を1文字に合体させ「han」のように書くのが十五世紀のハングル創製以来の伝統である。ばらし書きは欧米のアルファベットのよう横一列に「하트」のように書く方式のこと

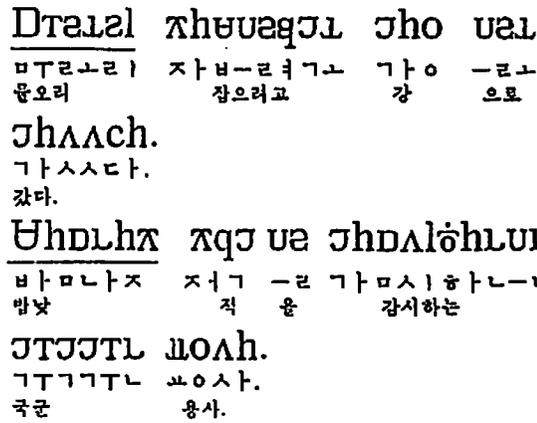


圖7 ばらし書きの例(崔鉉培方式)

ように、助詞を除いた単語本体の形が [kap] → [kap'su] と変化する。従来の慣習的な表音主義的表記法ではこれら発音するままに綴っていたので、例えば [kap] の場合は「갓갓gab'sin」と表記した。すなわち、この表記法では単語の本体部分がある場合には「갓gab」と綴り、ある場合には「갓gab'sin」と綴ることになる。しかし、朝鮮語学会は単語の形態を一定の形にする表記法(形態主義的表記法)を主張した。すなわち、[kap] や [kap'su] などと発音される単語の本体に対し、「갓gabs」という一段階抽象化された語形を設定し、実際の発音の如何に関わらず「갓gabs」という一定の形で綴ろうと試みたのである。

このような理念に依拠して作られたのが、一九三三年に朝鮮語学会が発表した「ハングル正書法統一案」である。この正書法は朝鮮語を発音通りに綴らず、語幹と語尾を区分しながら表記するなど書き手の文法意識が問われる表記法であるため、その習得には一定の訓練が必要である。その反面、朝鮮語の複雑な音韻変化を極めて効率よく処理している。この正書法は朝鮮解放後、南北にそれぞれ引き継がれた。現在の大韓民国(以下「韓国」)の正書法である「ハングル正書法」(一九八八年)、朝鮮民主主義人民共和国(以下「共和国」)の正書法である「朝鮮語規範集」(一九八九年)はいずれも一九三三年のこの正書法が基礎となっている。

である。ばらし書きに合わせてローマ字のような活字を造ったり、あるいはローマ字のような筆記体を考案するなどさまざまな試みがなされたが、このような試みは結局広く採用されることがなかった。

(三) 現代社会とハングル専用

現在、朝鮮半島では南北を問わず、ハングルが名実ともに民族の文字として確乎たる地位を占めている。共和国では建国直後の一九四九年に全ての出版物における漢字の使用を全廃し、早々にハングル専用路線を歩んだ。一方、韓国でも建国直後の一九四八年に公文書をハングルで書くことを法律で定めたが、一般の出版物では依然として漢字とハングルを混用する状況が続いた。しかし、韓国においても日常の筆記生活では徐々にハングルのみが用いられるようになっていき、街の看板などでも漢字がほとんど見られなくなった。出版においても九〇年代に至ると漢字がほとんど使用されなくなり、現在では韓国の日常生活においても実質的にハングルのみが用いられているといえる。韓国では、自分の住所を漢字で表記することのできない者が少なくなく、甚だしくは自分の名前さえも漢字で表記することのできない者もいる。韓国ではそれほどまでに漢字の使用が廃れつつある。

また、漢字文化圏に属する朝鮮において、書物は日本と同様にもともと縦書きで、行は右から左へ移る。しかしな

飛御天歌』、『月印千江之曲』では、形態主義的な表記法が一部に採用されている。ただし、この試みはその後のハングル文献には引き継がれなかった。

主要参考文献

- 姜信沆(一九八七:二〇〇七)『수성음보 훈민정음연구(修正増補訓民正音研究)』, 서울권대학교출판부(成均館大学校出版部)
- 国立中央博物館(二〇〇〇)『저희의 글 한글(民族の文字ハングル)』, 신아기획(新亜企画)
- 金完頓(一九八〇)『鄉歌解讀法研究』, 서울大學校出版部(ソウル大学校出版部)
- 南豊鉉(一九九九)『口訣研究』, 태학사(太学社)
- 南豊鉉(二〇〇〇)『吏讀研究』, 태학사(太学社)
- 申昌淳(二〇〇三:二〇〇七)『國語近代表記法』(の)『展開』, 태학사(太学社)
- 安秉福(二〇〇七)『訓民正音研究』, 서울대학교출판부(ソウル大学校出版部)
- 伊藤英人(二〇〇八)『文献解題:歴史言語学 古代語及び前期中世語』, 『韓國語教育論講座』, 第4巻, くろしお出版
- 河野六郎(一九五五:一九七九)『朝鮮語』, 『河野六郎著作集 1』, 平凡社
- 志部昭平(一九九〇)『諺解三綱行實圖研究』, 全2冊, 汲古書院
- 趙義成(二〇〇八)『訓民正音』からの接近』, 『韓國語教育論講座』, 第4巻, くろしお出版

中村完(一九九五)『論文選集 訓民正音の世界』, 仙台:創栄出版

野間秀樹(二〇〇七)『既論:ことばを学ぶことの根拠はどこに在るのか』, 『韓國語教育論講座』, 第1巻, くろしお出版

バー下著, 時岡敏子訳(一九九八)『朝鮮紀行』, 講談社学術文庫(Bird, Isabella, Korea And Her Neighbours, 1905の日本語訳)

<http://www.kufs.ac.jp/ks/personal/choes/>趙義成の朝鮮語研究室

<http://www.han.guilmuseum.org/>ハンギタル博物館(朝鮮語)

東洋文化研究 第一号

二〇〇九年 三月二五日 印刷
二〇〇九年 三月二一日 発行

発行者

学習院大学東洋文化研究所

〒151-8566 東京都豊島区目白一丁目五番一号

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rloc/>

印刷所

株式会社 三秀舎

〒101-0001 東京都千代田区内神田二丁目二番二号

定価 三二〇〇円

正誤表

484 ページ上段7行目

誤	正
[h]	[ɦ]

485 ページ 「表2 子音分類表」中の牙音の不清不濁のマス

誤	正
○ ɨŋ [ŋ]	○ ɨ [ŋ]